

宇治山田商業高等学校 いじめ防止基本方針



いじめ防止委員会

組織的・実効的取組の中核

【構成】校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導担当(1)、学年担当(各学年1)、保健主事、人権教育推進担当(1)の計10名

※ 必要に応じて、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等の教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家

- ◎いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり（授業・集団・学校づくり）
- ◎相談・通報の受付、情報の収集・記録と共有
- ◎事実関係の把握、いじめであるか否かの判断、対応方針の決定、保護者との連携
- ◎年間計画の作成・実行・検証・修正
- ◎校内研修の企画・実施
- ◎本方針の点検・見直し
- ◎重大事態への対処

等



未然防止

- ◎授業づくり
- 授業規律の徹底
- 授業改善（「わかる」授業づくり）
- 公開授業の実施
- ◎集団づくり
- ホームルーム活動や生徒会活動等、特別活動の充実
- 挨拶運動やボランティア活動等、主体的・体験的・協働的な学習の充実
- ◎学校づくり
- 生徒指導体制の充実
- 道徳教育、人権教育、情報教育の充実
- 校内研修の充実等、教職員の資質・能力の向上



早期発見・事案対処

- ◎情報の収集
- 教職員の観察による収集
- 生徒・保護者、地域住民等からの収集
- スクールカウンセラーの活用等、教育相談による収集
- アンケート等、定期的な調査による収集
- 相談機関の周知
- ◎情報の共有
- 管理職への報告
- 日々の情報交換、情報交換会や職員会議等、教職員間での共有
- 保護者、県教委事務局や関係機関との共有



連携協力

- ◎保護者、地域住民との連携協力
- 本方針の周知
- 学校関係者評価委員会等、各種会議への参画
- 保護者会の実施や学校行事への参画
- PTA活動の充実
- インターンシップ等、主体的・体験的・協働的な学習に係る連携協力
- ◎県教育委員会事務局、関係機関との連携協力
- 事案の報告
- 事案対処に係る相談や支援
- 学校警察連絡協議会等、各主種会議への参加

※ いじめ発生時の組織的対応については、別紙6を参照